

府中市障害者計画推進協議会について

1 府中市障害者計画推進協議会とは

府中市障害者計画推進協議会（以下、「協議会」という。）は、市の附属機関に位置付けられ、「府中市附属機関の設置等に関する条例」及び「障害者計画推進協議会規則」に基づき設置されています。

本協議会は、府中市障害者計画（以下、「障害者計画」という。）及び府中市障害福祉計画（以下、「障害福祉計画」という。）・府中市障害児福祉計画（以下、「障害児福祉計画」という。）を円滑かつ適正に推進するため、市長の諮問に応じ、両計画に関する事項について協議し、市長に答申する役割を担います。

2 障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画について

障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画は、府中市福祉計画の分野別計画として位置付けられ、各計画は整合性を図りながら一体的に策定しています。（参照：水色冊子の計画書5ページ）

なお、障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の詳細については、裏面の表のとおりです。

【裏面へ続く】

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法第11条	障害者総合支援法第88条	児童福祉法第33条
計画期間	6年 (令和3年度～8年度)	3年 (第7期：令和6年度～8年度)	3年 (第3期：令和6年度～8年度)
計画の内容	市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画です。基本目標を定め、目標に向けた取組を事業ごとに設定し、推進しています。	障害者計画と連動して障害者支援を効率的に進めるため、障害福祉サービスの種類ごとの必要量の見込みやその確保策を定めています。	障害者計画と連動して障害児支援を効率的に進めるため、障害児通所支援及び障害児相談支援の種類ごとの必要量の見込みやその確保策を定めています。
ポイント	<p>●重点施策</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 障害理解・意識啓発の推進 2 各機関の連携の一層の強化 3 就労支援事業の強化 4 差別の解消へ向けた取組の強化 5 権利擁護の推進 6 基幹相談支援センターを中心とした相談支援ネットワークの構築 7 地域生活支援拠点等の運営 8 福祉型児童発達支援センターの整備 <p>(参照：計画書 62～67 ページ)</p>	<p>●成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 施設入所者の地域生活への移行に関する目標 2 地域生活支援拠点等の整備 3 福祉施設から一般就労への移行等 4 相談支援体制の充実・強化等 5 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 <p>(参照：計画書 102～106 ページ)</p>	<p>●成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に関する目標 2 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に関する目標 3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置に関する目標 <p>(参照：計画書 125～126 ページ)</p>